

矢作川総合南部地区 南部幹線水路測量及び実施設計業務

特 別 仕 様 書

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所

項 目	内 容	備 考
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」、「測量業務共通仕様書」(以下、これらの2つの共通仕様書を指す場合「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目 的) 第1-2条	本業務は、南部幹線水路の設計及び工事施工に資するための基準点測量・水準測量及び路線測量、実施設計を行うものである。	
(場 所) 第1-3条	本業務において対象施設とする南部幹線水路 荻工区・芦谷工区・桐山工区は、愛知県額田郡幸田町荻地内・芦谷地内・桐山地内であり、「(別紙1) 1. 対象施設」及び別添位置図に示すとおりである。	
(業務概要) 第1-4条	本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第3章に示すものとする。 ・ 2級基準点測量 1点 ・ 4級基準点測量 29点 ・ 3級水準測量 1.6km ・ 南部幹線水路測量 1.41km ・ 現地測量 0.071km² ・ パイプライン実施設計 1,409m	
(一般事項) 第1-5条	業務請負契約書及び各共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 測量作業規程第24条(基準点測量作業計画)、第51条(レベル等による水準測量作業計画)については、事前に監督職員と打合せ、承諾を得るものとする。 (2) 測量予定線については、事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得るものとする。 (3) 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。 (4) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (5) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。	
(低入札価格契約における第三者照査) 第1-6条	1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三	

項 目	内 容	備 考
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第 1－7 条	者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。 (2) 東海農政局において、令和 7 年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。 (3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 共通仕様書第 1-30 条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ア 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある イ 人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者 4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 (1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく	

項 目	内 容	備 考														
(管理技術者) 第 1－8 条	必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等 に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備 等 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木又は農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木又は農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学														
	農業	農業土木又は農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															
(照査技術者) 第 1－9 条	1 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木又は農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table> 2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。 また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1-7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木又は農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学														
	農業	農業土木又は農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															
(配置技術者の確認) 第 1－10 条	共通仕様書第 11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。															
(保険加入) 第 1－11 条	受注者は、共通仕様書第 38 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請															

項 目	内 容	備 考																		
第 2 章 作業条件 (作業基本条件) 第 2－1 条	求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。 作業の基本条件は、次のとおりである。 本測量の基準となる既知点は、国土地理院の基準点成果等閲覧サービスに登録された以下の点を想定している。 ・ 荻工区 2 級基準点（点名：R2-201） 3 級基準点（点名：R2-304） ・ 芦谷工区 1 級基準点（点名：19 基Ⅰ313.97L） 3 級基準点（点名：19 基Ⅲ314.20R） ・ 桐山工区 3 級基準点（点名：19 基Ⅲ316.80L） 3 級基準点（点名：301） 3 級基準点（点名：19 基Ⅲ317.01L）																			
(設計条件) 第 2－2 条	設計作業における設計条件は、次のとおりである。 (1)設計基本条件 設計流量 荻工区 0.888m ³ /s～0.940m ³ /s 芦谷工区 0.831m ³ /s～0.888m ³ /s 桐山工区 0.291m ³ /s																			
(参考図書) 第 2－3 条	本業務の実施に当たって参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとし、これ以外の図書を参考とする場合は監督職員と打ち合わせるものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発行所</th></tr><tr><td>1</td><td>土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」</td><td>(社) 農業農村工学会</td></tr><tr><td>2</td><td>土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」</td><td>(社) 農業農村工学会</td></tr><tr><td>3</td><td>土地改良事業計画設計基準 設計「耐震設計」</td><td>(社) 農業農村工学会</td></tr></table>	番号	名 称	発行所	1	土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	(社) 農業農村工学会	2	土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」	(社) 農業農村工学会	3	土地改良事業計画設計基準 設計「耐震設計」	(社) 農業農村工学会							
番号	名 称	発行所																		
1	土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	(社) 農業農村工学会																		
2	土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」	(社) 農業農村工学会																		
3	土地改良事業計画設計基準 設計「耐震設計」	(社) 農業農村工学会																		
(貸与資料) 第 2－4 条	貸与資料は、次表のとおりとする。 <table><tr><th>資料名</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>土地改良施設整理台帳付属図面</td><td>1 式</td><td></td></tr><tr><td>事業誌（矢作川総合地区、新矢作川用水地区）</td><td>1 式</td><td></td></tr><tr><td>新矢作川用水地区 南部幹線水路（上流部）測量設計業務報告書</td><td>1 式</td><td>平成 15 年度</td></tr><tr><td>新矢作川用水地区 南部幹線水路（中流部）測量設計業務報告書</td><td>1 式</td><td>平成 15 年度</td></tr><tr><td>新矢作川用水地区 南部幹線水路（下流部）測量設計業務報告書</td><td>1 式</td><td>平成 15 年度</td></tr></table>	資料名	数量	備考	土地改良施設整理台帳付属図面	1 式		事業誌（矢作川総合地区、新矢作川用水地区）	1 式		新矢作川用水地区 南部幹線水路（上流部）測量設計業務報告書	1 式	平成 15 年度	新矢作川用水地区 南部幹線水路（中流部）測量設計業務報告書	1 式	平成 15 年度	新矢作川用水地区 南部幹線水路（下流部）測量設計業務報告書	1 式	平成 15 年度	
資料名	数量	備考																		
土地改良施設整理台帳付属図面	1 式																			
事業誌（矢作川総合地区、新矢作川用水地区）	1 式																			
新矢作川用水地区 南部幹線水路（上流部）測量設計業務報告書	1 式	平成 15 年度																		
新矢作川用水地区 南部幹線水路（中流部）測量設計業務報告書	1 式	平成 15 年度																		
新矢作川用水地区 南部幹線水路（下流部）測量設計業務報告書	1 式	平成 15 年度																		

項 目	内 容	備 考
(測量作業の留意点) 第3-2条	測量作業規程第22条及び第49条に規定する方式の選択については、事前に監督職員の承諾得るものとする。 測量作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 なお、本測量成果の検定については、測量作業規程第14条を適用する。 (1)線形決定 ア 計画路線の始点及び終点は、監督職員が現地で指示するものとする。 イ 線形は、地形図(1/500)上に出来形図面を基に記入し、監督職員と協議のうえ決定するものとする。 ウ 決定した線形について、曲線要素、条件とすべき点を勘案し、線形計算を行うものとする。 (2)中心線測量 ア 中心杭の間隔は、原則として20m間隔とし、地形の変化点等必要に応じて追加点を設置するものとする。 イ 杭打ちが不可能な所では、固定物に打鉋等を行い示すことができるが、この場合には固定物の近くに杭を打設し、名称等を付記して目視確認が十分にできるものとする。 (3)仮BM設置測量 仮BMの設置は、監督職員の指示により行うものとする。 (4)縦断測量 縦断面図の縮尺は、縦S=1/100、横S=1/500とする。 (5)横断測量 ア 中心杭の間隔が著しく短く、かつ横断形状の変化の少ない場合は、監督職員の承諾を得て、その中心杭地点の横断測量を省略できるものとする。 イ 横断測量の縮尺はS=1/100とする。 (6)現地測量 現地測量の地図情報レベルは500とする。	
(設計作業の留意点) 第3-3条	設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1)設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (2)電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (3)第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (4)施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 (5)当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)については、https://www.nn-techinfo.jpを参照。 ・新技術情報システム(NETIS)はhttps://www.netis.mlit.go.jp/NETISを参照。 (6)数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。	

項 目	内 容	備 考
	下「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.Cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 (2)機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3)黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4)写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5)費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。	
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	共通仕様書第10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ(路線測定の作業計画立案時) 第3回 中間打合せ(測量線形決定時) 第4回 中間打合せ(計画・設計の検討段階) 第5回 中間打合せ(施工計画立案時) 最終回 報告書取りまとめ段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	成果物を共通仕様書第18条に基づき作成し、次のものを提出しな	

項 目	内 容	備 考
(成果物の提出先) 第 5 - 2 条 第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6 - 1 条 第 7 章 定めなき 事項 (定めなき事項) 第 7 - 1 条	なければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R 等) 正副 2 部 (2) 成果物の出力 1 部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県安城市大東町 22-16 東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と請負者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-1 条に示す「作業基本条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他 この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別紙1)

1. 対象施設

名称：南部幹線水路（農専区間）

施 設 項 目	構 造 形 式 等	数 量
パイプライン区間	荻工区 最大取水量 $Q=0.940\text{m}^3/\text{s}$ FRPM ϕ 900→DCIP ϕ 900	540.00m
	芦谷工区 最大取水量 $Q=0.888\text{m}^3/\text{s}$ FRPM ϕ 900→DCIP ϕ 900	75.35m
	桐山工区 最大取水量 $Q=0.291\text{m}^3/\text{s}$ FRPM ϕ 800→DCIP ϕ 800	351.50m
	PC ϕ 800→DCIP ϕ 800	442.40m
	計	1,409.25m

2. 作業項目内訳表

作業項目	作 業 内 容	数 量	備 考
I 南部幹線測量			
1. 基準点測量			
1-1. 2級基準点測量	現地測量及び路線測量を行うため、2級基準点測量を実施する。(永久標識設置)	1 点	
	荻工区	1 点	
2-2. 4級基準点測量	現地測量及び路線測量を行うため、4級基準点測量を実施する。(永久標識設置)	29 点	
	荻工区	11 点	
	芦谷工区	2 点	
	桐山工区	16 点	
2. 3級水準測量	路線測量を行うため、3級水準測量を実施する。(永久標識設置なし)	1.6 km	
	荻工区	0.5 km	
	芦谷工区	0.3 km	
	桐山工区	0.8 km	
3. 路線測量			
3-1. 作業計画	貸与資料を整理・把握し、作業計画を作成する。	1 業務	
3-2. 現地踏査	路線選定のための現地踏査を実施する。	1.41 km	
	荻工区	0.54 km	
	芦谷工区	0.08 km	
	桐山工区	0.79 km	
3-3. 線形決定	上記 4-1 の作業等を踏まえ路線選定を行い、線形決定を行う。	1.41 km	
	荻工区	0.54 km	
	芦谷工区	0.08 km	
	桐山工区	0.79 km	
3-4. IP 設置測量	上記 4-2 の作業に基づき、IP 設置測量を行う。	1.41 km	
	荻工区	0.54 km	

	芦谷工区	0.08 km	
	桐山工区	0.79 km	
3-5. 中心線測量	上記 4-2 の作業に基づき、中心線測量を行う。なお、測量間隔は 20m を想定している。	1.41 km	
	荻工区	0.54 km	
	芦谷工区	0.08 km	
	桐山工区	0.79 km	
3-6. 仮 BM 設置測量	上記 4-2 の作業に基づき、仮 BM 設置測量を行う。	1.41 km	
	荻工区	0.54 km	
	芦谷工区	0.08 km	
	桐山工区	0.79 km	
3-7. 縦断測量	上記 4-4 の作業に基づき、縦断測量を行う。	1.41 km	
	荻工区	0.54 km	
	芦谷工区	0.08 km	
	桐山工区	0.79 km	
3-8. 横断測量	上記 4-4 の作業に基づき、横断測量を行う。 なお、測点間隔は 20m、幅は中心線より左右各々 25m を想定している。	1.41 km	
	荻工区	0.54 km	
	芦谷工区	0.08 km	
	桐山工区	0.79 km	
4. 現地測量	南部幹線水路（農専）の設計・施工に必要な現地測量を実施する。	1 式	
	荻工区	0.027 km ²	
	芦谷工区	0.004 km ²	
	桐山工区	0.040 km ²	
II 南部幹線実施設計			
1. 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。	1 式	
2. 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	1 式	
3. 設計計画			
3-1. 基本条件の検討	詳細実測資料に基づく水理構造条件を決定する。	1 式	
3-2. 管種、管径の検討	管種、管径について詳細に比較し、決定する。	1 式	
4. 水理検討			
4-1. 定常水理解析	詳細水理計算を行う。	1 式	
5. 構造計算	各実施断面について内外圧に対する詳細構造計算を行う。	1 式	
6. 構造図作成	各タイプの構造詳細図及びスラストブロックと異形管構造詳細図等を作成する。	1 式	
7. 平面縦断図作成	詳細の平面縦断図、管割図を作成する。	1 式	
8. 土工図作成	施工法区分毎、土工数量等を記入した土工図を作成する。	1 式	
9. 数量計算	土工、コンクリート、鉄筋、型枠、管、附帯工、仮設工材料等の詳細数量計算をする。	1 式	
10. 施工計画	工程計画、施工の順序、方法や主要仮設の施工計画等の詳細計画図を作成する。	1 式	

11. 特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	1 式	
12. 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	1 式	
13. 総合検討	上記作業について総合的に検討する。	1 式	
14. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	
15. 点検取りまとめ	水理構造計算、数量計算の点検、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	1 式	
16. 公開用成果品の作成	作成した報告書を基に公開用成果品を作成する。	1 式	